

(別記第二)

讓歩要求案

一 従業員ノ手當ヲ本給ニ繰入レ左ノ通り増給サレタリ

一、一四五十来以下 二割

只式田以下 一割五分

八式田以上 五分

二 退職手當

一、六ヶ月未満 十五日分

只一ヶ年未満 三十日分

(以上)

(別記第三)

交渉遂に決裂シ

高砂鉄工株式会社ノ従業員

本日ヨリストライキヲ決行ス

報告に代えて

府下大崎駅前にある高砂鉄工株式会社は従業員は同業東京鉄工組合大崎第十三支部、吾等は資本主義の法に依り来る地獄的の結果としての不景気の爲めに過去幾多の苦難を多生殆苦に悩まされ来て来た吾等其此の生活苦から脱出しようとして一月十八日会社に対して左の要求書を提出したのである

要 求 書

一 従来の手當二割を本給に直したる如く増給する事

目給 五田五十来以下 二割増

〃 式田以下 一割五分増

〃 式田以上 一割増

二 退職手當

一、六ヶ月未満 現給十五日分

一、一ヶ年未満 三十日分